

北海道士別翔雲高等学校

学校いじめ防止基本方針

令和8年5月 改定

【目次】

第1章 いじめ防止等のための基本方針・事項の定義

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの理解
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの内容
 - (3) いじめの要因
 - (4) いじめの解消
 - (5) いじめの重大事態

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

- 1 本校のいじめの実情及び今年度の目標
- 2 生徒が主体となった取組の推進
- 3 学校いじめ対策組織の設置
 - (1) 学校いじめ対策組織の構成
 - (2) 学校いじめ対策組織の役割
- 4 いじめ防止の取り組み
 - (1) いじめについての共通理解
 - (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実
- 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
 - (1) 早期発見のための措置
- 6 いじめへの対処
 - (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援
 - (3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言
 - (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - (5) 性に関わる事案への対応
 - (6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
- 7 いじめの解消
 - (1) いじめが解消している状態
 - (2) 観察の継続
- 8 いじめの重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 学校における重大事態への対処
- 9 いじめの防止等に関する機関保護者等との連携
- 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携
- 11 学校いじめ防止プログラム

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）

いじめを理解するに当たって、以下の点に留意します。

ア 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める必要があります。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当

該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。

ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

オ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。

○生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など、他の事柄も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身または財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの防止等の取組

生徒のいじめにたいする意識を高めていく取組を行うとともに、日常の生徒とのふれあいや教育相談の充実、各種アンケートの実施や分析等を通じた、いじめの防止に努めてまいります。また、いじめの認知に関わっては、生徒指導部を中心にした日常的な研修や実践事例の交流等を通じて、法令に基づく積極的な認知に努めます。さらに、いじめが認知された場合、速やかに対策チーム内で対処プランを作成し、組織的に対処していきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、あらゆる教育活動全般において、生徒自らが望ましい人間関係の構築に向けた取り組みを継続します。この取組行う際には、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図るとともに、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）を作成し実行します。いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。また、学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。いじめ対策チームは、校長をリーダーとし、教頭、生徒指導部長、養護教諭、各学年主任、そのほか事案により必要と考えられる教員・外部専門家をメンバーとします。他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、「報告窓口」を生徒指導部長が担い、「報告窓口」にきた情報は全て「集約担当」である教頭が集約し、その後の対応をコーディネートします。

学校いじめ対策組織・いじめ対策チーム 構成員のまとめ

「学校いじめ対策組織」構成員

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 各学年主任 該当学級担任・部活動顧問

特別支援コーディネーター スクールカウンセラー その他外部専門家を加える

*必要に応じて関係教員も加わる。

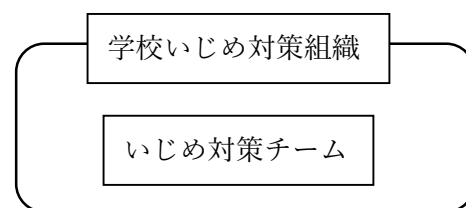
「学校いじめ対策組織」内に「いじめ対策チーム」を置く

「いじめ対策チーム」構成員

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 各学年主任

部活動顧問 特別支援コーディネーター

そのほか事案により必要と考えられる教員・外部専門家



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、POCA サイクルにより、計画的・組織的に点検の実施と見直しを実施

エ 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整備・保管

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

ウ チーム担任制を導入し、全職員で情報共有をして対応します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分、やりやすい授業づくりに努めます。

イ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするこ

とのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4)望ましい人間関係を構築するための指導の充実

教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。また、ピアサポート・人権教育の取り組みを充実させ、生徒の自己有用感をさらに高めるよう努めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) 早期発見のための措置

- ア 担任や教科担任、部活動担当顧問が連携して、日常の観察や定期的なアンケート調査、「いじめ発見チェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい組織体制や雰囲気をつくります。
- イ 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- ウ ア及びイでの得られた情報は、速やかにいじめ対策チームに報告するとともに、認知を行ったうえで、対応します。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- イ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応し、その再発を防止します。
- イ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める

とともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 学校いじめ対策組織を中心に、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- エ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、対応を行います。
- イ 教育委員会と綿密に連携するとともに、関係学校との情報共有、指導方法を統一して、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認します。

(2) 観察の継続

- ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。
- ウ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ウ 生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたとの申立てがあったとき。
- * 重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にします。

(2) 学校における重大事態の対処

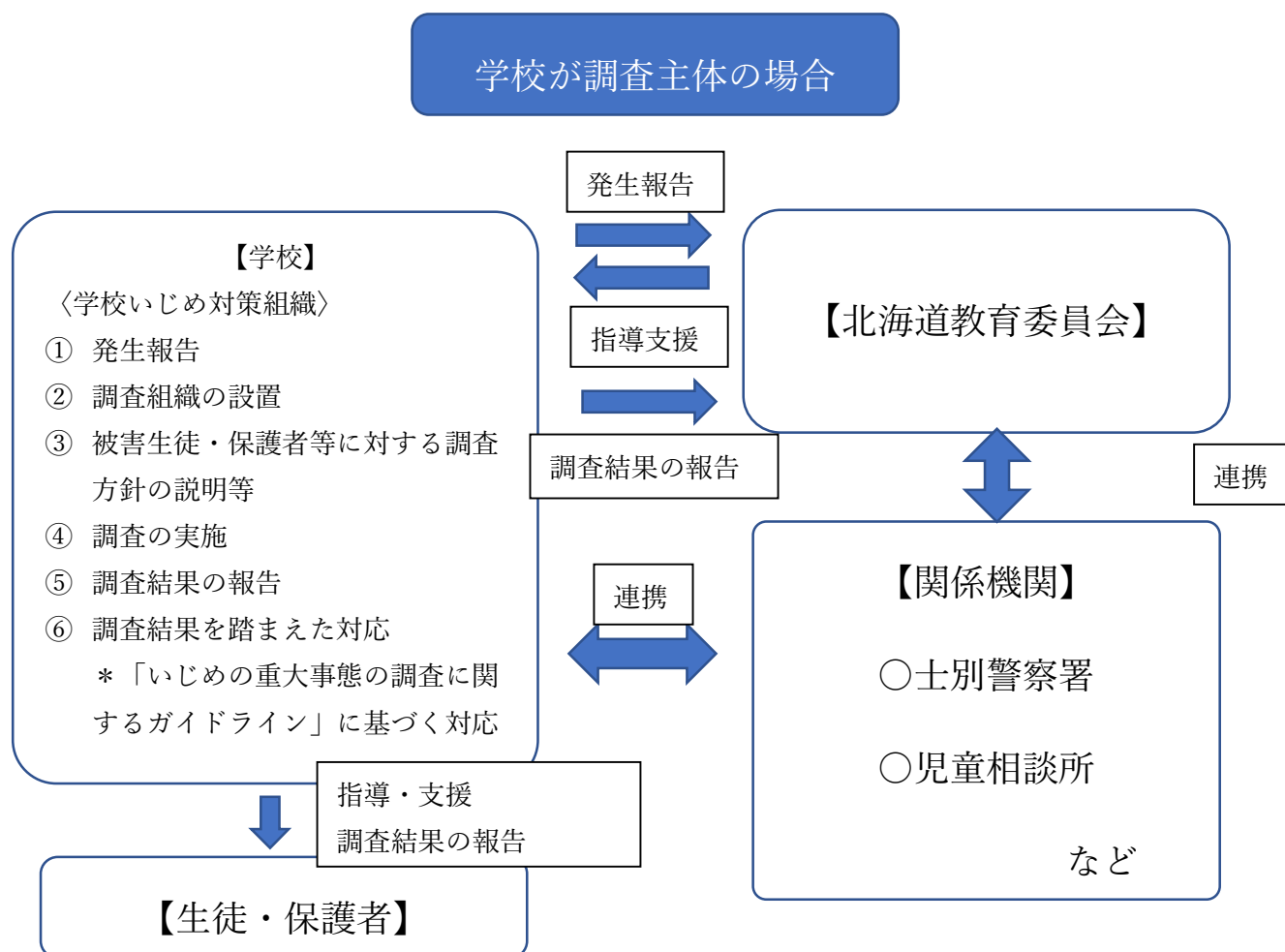
- ア 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- イ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるように努めます。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、等の外部専門家を加えて対応します。
- ウ 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応すると共に、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

重大事案フロー図



10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、下記のような取組を行い、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

ア リテラシー向上のための講話を行うなど啓発に努め、情報モラル教育を進めていきます。

イ 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。

ウ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

エ 保護者への情報リテラシーの向上に向けた啓発を行います。

11 地域全体の機運の醸成

PTA や地域と連携し、学校いじめ防止方針の周知する機会充実をはじめ、いじめに関する研修機会を提供します。小中学校との連携を強化し、地域全体でいじめを防止していく機運を高めます。

1 2 学校いじめ防止プログラム

【資料1】学校いじめ防止プログラム 年間計画

【資料2】早期発見・事案対処マニュアル

【資料3】いじめ発見チェックリスト

【資料4】主な相談窓口

【資料１】 北海道士別翔雲高等学校いじめ防止プログラム

	教職員	生徒	保護者 地域
4 月	○いじめ対策会議 ・ 年間の基本方針の策定 ○校内研修 ・ 基本方針の共通理解 ○ネットパトロール（通年で実施）	○メディアリテラシー講話 ・ 基本方針の理解 ・ SNS を中心としたトラブルの防止 ○ピアサポートの実施	○入学式等での基本方針の周知
5 月	○いじめアンケート ※アンケートの対応。（6 月、7 月、9 月、10 月、2 月も同様） ○いじめ対策会議	○教育相談の実施 ○いじめアンケート	
6 月	○いじめ対策会議	○教育相談の実施	
7 月	○いじめアンケート ○いじめ対策会議（2 月まで同様） ・ いじめに関わる相談や報告 ・ 事案報告の際に認知の判断や対処プランを検討し実施する。	○夏季休業前の啓発 ・ SNS によるいじめトラブル防止のための啓発 ・ 相談窓口の理解	○夏季休業前の啓発 ・ SNS によるいじめ・トラブルの防止のための啓発
8 月	○メディアリテラシー講話 ○いじめ対策会議	○メディアリテラシー講話 ・ ケーススタディ ・ SNS を中心としたトラブルの防止	
9 月	○いじめアンケート ○いじめ対策会議 ○校内研修の実施 ○学校いじめ防止基本方針の点検	○いじめアンケート	
10 月	○いじめアンケート ○いじめ対策会議	○いじめアンケート	
11 月	○いじめ対策会議	○教育相談の実施	○保護者懇談の実施
12 月・ 1 月	○全校集会時の啓発 ○いじめ対策会議	○冬季休業前の啓発 ・ SNS によるいじめ・トラブルの防止のための啓発 ○教育相談の実施 ○相談窓口の理解	○冬季休業前の啓発 ・ SNS によるいじめ・トラブルの防止のための啓発
2 月	○いじめアンケート	○いじめアンケート	
3 月	○いじめ対策会議 ・ 年間の対策の振り返りと改善 ○学校いじめ防止基本方針の見直し	○相談窓口の理解	

【資料 2】 いじめに関する 早期発見・事案対処マニュアル
【いじめの把握・報告】

〈いじめの把握〉

- いじめを受けた生徒・保護者 ○ 周囲の生徒・保護者 ○ 学級担任
○ アンケート調査や教育相談 ○ 学校以外の関係機関 ○ 担任以外の教職
○ スクールカウンセラー ○ 地域住民等

〈いじめの報告〉 把握者 → 学級担任など → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長
 (報告窓口) (集約担当)

いじめ対策委員会の開催

- 事実関係の把握 ○いじめの認知の判断 ○いじめ対処プランの策定（指導方針や方法の決定）
○対応チームの編成及び役割分担 ○全教職員による共通理解 ○SC や関係機関との連絡調整

【いじめ対策委員会による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援 ○いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
○周囲の生徒への指導 ○スクールカウンセラーの派遣要請
○関係機関への相談（上川教育局、旭川児童相談所、警察など）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されたに行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 不満やストレスを克服する力を身につさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気づかせる。 自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団を作ることの大切さを自覚させる。
家庭	家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	いじめを受けた当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応について協力を求める。

- ## ○いじめ対策委員会におけるいじめ解消の判断

【再発防止に向けた取り組み】

- | | | |
|---|---|---|
| <p>○原因の詳細な分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実の確認 ・指導方針の再確認 ・スクールカウンセラー等外部専門家の活用 <p>○学校体制の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化 ・生徒理解研修や事例研究など実践的な校内研修の実施 | <p>○教育内容及び塩津方法の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の居場所作り、絆づくりなどの学級経営の充実 ・LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫 ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ一人一人に配慮した授業作りの推進 ・主体的に取り組む協働的な活動を通して自己有用感を感じ取れる場作りの推進 | <p>○家庭地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育方針などの情報提供や教育活動の積極的な公開 ・学校評価におけるいじめ問題の取り組み状況や達成状況の評価 ・PTAと協力し、豊かな心の醸成を促す取組 |
|---|---|---|

【資料3】

いじめ発見チェックリスト

年 組 記入者（ ） 記入日 年 月 日

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | |
|---|-----|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 | () |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。 | () |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。 | () |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。 | () |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 | () |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | () |
| ☐ 交友関係が変わった。 | () |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたりする。 | () |
| ☐ 表情が暗く、元気がない。 | () |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | () |
| ☐ 衣服の汚れや傷みなどが見られる。 | () |
| ☐ 持ち物にいたづらをされることがある。 | () |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていることがある。 | () |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。 | () |

授業の様子

- | | |
|---|-----|
| ☐ 教室に遅れて入ってくる。 | () |
| ☐ 学習意欲の減退や忘れ物の増加。 | () |
| ☐ 発言すると冷やかしからいがある。 | () |
| ☐ グループ編成で孤立しやすい。 | () |
| ☐ グループ編成で机を離されたり、避けられたりする。 | () |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 | () |

清掃や放課後の様子

- | | |
|--|-----|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。 | () |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 | () |
| ☐ 一人で下校することが多い。 | () |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 | () |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動をやめたいなどと言い出す。 | () |
| ☐ 部活動の話題を避ける。 | () |

【資料4】 主な相談窓口

名称	所管等	電話番号	受付	概要
北海道子ども相談支援センター(24 時間 子供 SOS ダイアル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center @hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
ほっかいどうこども ライン相談	北海道教育委員会		令和 8 年 5 月 18 日～ 令和 9 年 3 月 29 日の 月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、さまざまな悩みを相談できます。左記以外の相談期間(時間は同じ) 5/1～5/12、8/6～9/16、1/7～2/1 は毎日
児童相談所虐待対応 ダイアル	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日 24 時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
少年サポートセンター「少年相談 110 番」	北海道警察	0120-677-110	平日 8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
チャイルドライン	認定 NPO 法人 チャイルドラインほ っかいどう	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00 (12/29～1/3 除く)	18 歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。
性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)	NPO 法人ゆいネット ワーク	050-3786-0799 または#8891 sacrach20191101 @leaf.com.ne.jp	平日 10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
こころの電話	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日 9:00～21:00 土日祝 10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。

